台東区工事特記仕様書(共通事項)

本特記仕様書では、「東京都工事標準仕様書(最新版)(以下「標準仕様書」という。)に定めのない標準的な事項又はこれにより難い事項を定めている。本特記仕様書及び設計図に記載されてない事項については、標準仕様書のとおり施工する。

第1章 共通事項

第1節 共通事項

1.1 共通仕様書

本工事は、特記仕様書、工事標準仕様書、日本建築学会標準仕様書、JASS及び消防関係法規、関係官庁規定に準拠し 適正かつ確実に施工すること。

1.2 優先順位

1)特記仕様書(図面)及び台東区工事特記仕様書(共通事項) 2)設計図 3)東京都工事標準仕様書 4)日本建築学会標準仕様書 5)公共建築工事標準仕様書 6)公共建築設備工事標準図 7)内線規程(電気工事の場合) 8)公共建築改修工事標準仕様書

1.3 提出書類(監督員の指示する事項について提出する。)

提出する全ての書類は、やむを得ない場合を除き電子データ(PDF等)で提出すること。

〔工事着手時提出書類〕

提出書類	部 数
① 現場代理人届、監理技術者届、主任技術者届、現場補助員届(経歴書添付)	1 部
②着手届	1 部
③ 工程表(青線で予定工期)	1 部
④ 施工計画書	1 部
⑤ 労災保険加入証明書	1 部
⑥ 建退共(建設業退職金共済組合加入届)	1 部
⑦ 公共事業施工通知書 · 公共事業遵守証明書 (契約金額 1,000 万円以上)	1 部
⑧ 施工体制台帳及び施工体系図	1 部
⑨ 施工図等	1 部
⑩ コリンズ(登録内容確認書)	1 部
① コブリス(建設副産物情報交換システム工事登録証明書(計画))	1 部
② 撮影計画書(台東区営繕工事記録写真撮影要領による)	1 部
③ 解体等工事に係る事前調査説明書面(契約金額100万円以上)	1 部
	·

〔工事完了時提出書類〕

提出書類	部 数
① 完了届 ※紙媒体での提出	2 部
② 工程表(青線で予定工期、赤線で実施工期)	1 部
③ 工事記録写真 ※電子データと紙媒体での提出	1 部
④ 打合せ報告書	1 部
⑤ 各種試験成績書	1 部
⑥ 予備工具引渡書	1 部
⑦ 諸官庁提出書控	1 部
⑧ 保証書	1 部
⑨ BIMMS(保全マネジメントシステム)の一括登録用 Excel データ	1 部
⑩ 建設廃棄物処理委託契約書、産業廃棄物処理票(マニフェストの写し)	1 部
① 建退共(共済証紙貼付状況報告書)	1 部
② コリンズ(登録内容確認書)	1 部
③ コブリス(建設副産物情報交換システム工事登録証明書(計画・実施))	1 部
④ その他(工事施工材料調書、協力業者リスト、メーカーリスト、出荷証明書、機器一覧表、下請業者一覧表等)	1 部

1.4 近隣対策

工事施工に伴う騒音、振動、塵埃等の苦情及び被害については受注者の責任において速かに処理する。

1.5 下請業者の報告

工種別の下請業者を選定しだい、監督員が示す様式(下請業者一覧表)により監督員に報告する。

1.6 障害者差別解消法の遵守について

本契約の履行に際し、障害者を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)及び関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること。

1.7 工事現場における規制適合車の使用

本契約の履行に当たって工事現場でディーゼル車(乗用車を除く)を使用する場合は、次の書類を工事現場に整理・保管し、監督員の求めに応じ速やかに提示できるようにすること。

- 1 自動車検査証(車検証)の写し
- 2 粒子状物質減少装置装着証明書の写し(装着車のみ)

また受注者は、本契約にあたりできるだけ低公害・低燃費な自動車を使用するよう努めること。

1.8 道路交通法等の遵守

本契約の履行に当たり、自転車を利用する際には、受託者の責任においてヘルメットの着用に努める等、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令及び都・区条例の規定を遵守すること。

- 1.9 その他
 - (1) 総合プロット図(天井・壁・床・展開)を、建築・電気・機械設備等業者間で調整の上、作成すること。また、工事は総合プロット図を監督員に提出し、承諾を得た上で施工すること。

第2節 一般事項

2.1 適用範囲

- (1) 本工事は設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上、当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。
- (2) 本特記仕様書に記載している仕様書、ガイドライン及び要領等における「請負者」の表記については、「受注者」と読み替える。
- 2.2 特許権等の調査について

本工事の特殊な施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。

2.3 契約不適合に関する調査への協力及び立ち合い(設計図特記がある場合に適用する。)

契約書に基づく契約不適合に関して、工事目的物の引渡しから1年以内及び2年以内に契約不適合に関する調査(工事請負契約書第42条第1項の契約不適合及び不具合等を確認するための調査をいう。)を行うので、発注者が求めたときには、受注者はその調査に協力及び立ち会うものとする。詳細は発注者の指示による。

2.4 工事成績評定について

本工事は、東京都台東区工事成績評定要綱(平成 23 年 3 月 25 日 22 台総経台 694 号)に基づく工事成績評定については、契約金額500万円以上の場合に適用する。

2.5 工事の入札等について

入札(又は見積書の提出)に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2.6 公共事業労務費調査に対する協力
- (1) 本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し、提出する等、必要な協力を行う。また、調査の時期が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
- (2) 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して調査・指導を行う対象となった場合は、受注者は、その実施に必要な協力を行う。また、調査・指導が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
- (3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、正確な調査票等の提出ができるよう、労働基準法(昭和 22 年法律 第 49 号)等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を作成・保存し、日頃から使用している現場労働者の賃金、労働日数及び時間等の記録を適切に管理しておく。
- (4) 受注者が、本工事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る 二次以降の下請負人を含む。)が(3)と同様の義務を負う旨を定める。
- 2.7 各種点検、調査、見学会等への協力
 - (1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るため、各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。

- (2) (1)の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。
- (3) 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。
- 2.8 設計変更等

設計変更等については、工事請負契約書第 24 号から 25 号までに記載しているところであるが、具体的な考え方については「工事請負契約設計変更ガイドライン(建築工事編)」(東京都)によることとする。「工事請負契約設計変更ガイドライン(建築工事編)」(東京都)については、東京都財務局ホームページを参照する。

第2章 工種別事項

第1節 共通事項

- 1.1 官公署その他への届出手続等
 - (1) 工事の着手、施工又は完了に当たり、「労働安全衛生法」第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分の調査の上、これを遅滞なく行う。
 - (2) 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関が実施する検査を受検するに当たり、その検査に必要な資機材、労務等を提供し、これに要する費用を負担する。
- 1.2 現場代理人、監理技術者及び主任技術者

「建設業法」(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条第 3 項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。

(1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの期間)

なお、現場施工に着手する日については、本件契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。

- (2) 工事完了後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- (3) 専任の監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他合理的な理由等で短期間工事現場を離れることについては、適切な施行ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理時術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。
- 1.3 工事実績情報の登録

契約金額が 500 万円以上の工事については、工事実績情報システム(コリンズ)に基づく工事実績情報の登録を行う。 登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人 日本建設情報総合センター(以下「JACIC」ジャシックという。)に登録する。また、登録後は、JACIC の発行する「登録内容確認書」の写しを監督員に提出する。

【登録先】JACICのホームページ「コリンズ・テクリス」を参照すること。

1.4 工事の下請負

一般ガス導管事業者が受注したガス工事については、標準仕様書「1.1.6 工事の下請負」(1)及び工事請負契約書第6条「一括委任又は一括下請負の禁止」の規定を適用しない。

1.5 施工体制台帳等

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)の定めるところにより、施工体制台帳等を整備する。施工体制台帳及び再下請通知書の様式は、記載事項に外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況の有無等が追加されたものを使用する。

- (1) 施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、作成した施工体制台帳の写しを監督員に提出する。
- (2) 各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示するとともに、作成した施工体系図の写し及び掲示状況写真を監督員に提出する。 施工体系図には、一次下請負人となる警備会社の称号又は名称、現場責任者名、工期を記載する。
- (3) 監督員から工事現場の施工体制が施工体制台帳及び施工体系図の記載に合致していることの確認を求められたときは、速やかに応じる。
- (4) 施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

1.6 建設副産物の処理

受注者は、建設副産物の処理にあたっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再利用・再生利用及び適正処理に努める。

ア「建設副産物情報交換システム」(以下「COBRIS」(コブリス)という。)の活用

本工事は「COBRIS」への登録対象工事であり、受注者は工事の実施に当たっては、システムの活用を図るものとする。 受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに「COBRIS」にデータの入力 を行い、その都度「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。

また、受注者は、COBRIS 若しくは国土交通省HPに公表されている様式により「再生資源利用計画書(実施書)」及び「再生資源利用促進計画書」(実施書)を作成し、監督員に提出するとともにその内容を説明する。

【システムに関する問合せ先】

一般財団法人 日本建設情報総合センター(JACIC)内 JACIC カスタマーセンター TEL03-3505-0410 JACIC のホームページを参照すること。

イ 再生資源利用促進計画等の作成

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき「再生資源利用計画書(実施書)」及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」の作成並びに提出に当たっては「COBRIS」若しくは国土交通省HPに公表されている様式に必要なデータを入力して作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。

なお、建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」 を含めるものとする。

ウ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の掲示

関係法令に基づき、再生資源利用促進計画及び再生資源利用促進計画書を現場に掲示すること。

エ 有価物の取扱い

建設副産物のうち、有価物については自由処分とする。受注者は処分後、売却したことを証明する書類の写しを監督員に提出すること。

また、有価物として処分できない場合には、事前に監督員に協議の上、建設廃棄物として処分することができる。

オマニフェスト等による報告

(ア) マニフェストの提示

受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法。昭和 45 年法律第 137 号)に基づき、廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)を利用し、適正な運搬及び処理を行う。

マニフェストのうち、受注者(排出事業者)が保管すべきものについては、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。

なお、電子マニフェストを利用する場合は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターから通知された処理結果について、排出事業者(受注者)がプリントアウトしたものの写しを監督員に提示する。

(イ)集計表の提出

受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。

カ 建設リサイクル法に係る手続

受注者は、本工事の施工に当たる、建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号、以下「建設リサイクル法」という。)及び「建設リサイクル法書類作成等の手引(公共工事)」に基づき、必要な事務手続、特定建設資材の分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行う。「建設リサイクル法書類作成等の手引き(公共工事)」(東京都)については、東京都都市整備局のホームページで最新版を参照する。

キ 有害物質のチェック

受注者は、本工事の施工に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事着手前に有害物質等の有無のチェックを行い、その結果を「有害物質チェックリスト」に記載し、監督員に提出する。

1.7 過積載の防止

本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」(東京都財務局)によるものとする。

「過積載防止対策マニュアル」は、東京都財務局ホームページを参照する。

1.8 保険の加入及び事故の補償

本工事において、受注者は法定外の労災保険(※)に付さなければならない。また、当該保険契約の紹介する日雇労働者を雇用する。ただし手持ち労働者を差し引いた人員とする。

※法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための 保険契約であり、国の労働災害補償保険(労災保険)とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

1.9 保険の加入及び事故の補償 (建設業退職金共済制度)

本工事において、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、工事請負契約締結後1ヶ月以内(電子申請方式による場合は原則40日以内)に「建設業退職金共済組合加入届」に掛金収納書及び建設業退職金共済証紙購入状況報告書を添付し、監督員に提出すること。また、共済証紙の受払状況を把握するため共済証紙の受払簿(電子申請方式による場合は掛金充当書(工事別))、共済証紙貼付状況報告書を作成し、工事完了時に共済証紙貼付状況報告書を提出すること。

ただし、建設業退職金共済制度に非加入の場合は、他の共済制度(社内制度、中小企業退職金共済済制度等)に加入している状況を記載の上、証明する書類を添付し提出すること。※辞退届は、認めない。

1.10 日雇労働者の雇用

契約金額 1,000 万円以上の工事の施工に当たっては、公共職業安定所に公共事業施行通知書を提出し、協議の上、求人申し込みを行い、工事着手 1 ヶ月以内に「公共事業施行通知書」と「手持労働者認定申請書」の写しを提出する。

また、適用事業となったものについては、工事完了後、「公共事業遵守証明書」を提出する。

本工事で無技能者を必要とする場合、公共職業安定所又は、(公財)城北労働・福祉センターの紹介する日雇労働者を雇用する。ただし、手持ち労働者を差し引いた人員とする。

1.11 石綿含有建材の事前調査等

あらかじめ関係法令等に基づき、次により、石綿含有建材の事前調査を行う。

- (1) 新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合についても同様の調査を行う。これには外構工事における工作物等も含む。なお、事前調査を行うことができる石綿等に関する知識を有する者とは以下の者である。
 - ①建築物石綿含有建材調査者講習登録規定(平成30年10月23日 厚生労働省 国土交通省 環境省告示第1号 令和2 年7月1日改正)に基づき厚生労働省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)
 - ②(一社)日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたもの

ただし、戸建て住宅及び共同旧宅の住戸部分の内部の事前調査に限っては、前記「登録規定」に基づく講習を修了した戸 建て等石綿含有建材調査者も行うことができる。

- (2) 受注者には、台東区施設課において行った石綿含有建材分析結果報告書及び工事履歴(調査対象建材一覧)等を貸与する。受注者は、工事着手前に貸与された資料、設計図書と現地状況に違いが無いかを確認し、「解体等工事に係る事前調査説明書面」を作成する。書面提出にあたっては監督員に内容を説明し、確認を受けること。
- (3) 請負金額100万円以上の工事は、石綿使用の有無に関する調査結果の報告について、工事着手前に石綿事前調査結果システム(厚生労働省・環境省)により電子申請を行うこと。

第2節 工事関係図書

2.1 実施工程表

設計図に全体工期から関連工事等に要する機器等の総合試運転及び調整期間を差し引いた概成工期が明記された場合は、関連工事の作業と競合する部分の建築工事の仕上げ等は、「概成の日」までに完了するよう工程表を作成する。

また、工事の完了が、関連工事等と同時しゅん功の場合は、これらの調整が完了した日を工事完了日とする。なお、工程表には「概成の日」を明記し、関連工事等との連絡調整を十分に行い、工期末の同時しゅん功に協力する。

2.2 施工図等

施工図等において、営業秘密が含まれており、事後の情報開示等に支障がある場合には、別途協議すること。

2.3 試験、施工等の記録

(1) 工事記録写真の撮影は、別に定める「台東区営繕工事記録写真撮影要領」の最新版による。

また、着手前に工事記録写真撮影計画書を作成すること。ただし、軽易な工事で監督員の承諾を得た場合は、省略することができる。工事写真の提出は、電子データ及び紙媒体での提出とする。

(2) デジタル工事写真の小黒板情報電子化(以下「電子黒板」という。)は、次による。

受注者が電子黒板の導入を希望する場合、工事施行前に監督員へ申請し、承諾を得るものとし、電子板対象工事(以下「対象工事」という。)とすることができる。

なお、申請時には電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等(以下「使用機器」という。)に関する資料を添付する。 ア 対象機器の導入

使用機器について、「台東区営繕工事記録写真撮影要領」「第2章 写真撮影の要領 4(2)」に示す項目の電子的記入ができるもの並びに信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用する。

なお、信憑性確認機能(改ざん検知機能)とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」に記載している技術を使用することをいう。

「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」については、CRYPTREC

ホームページを参照する。

イ 適用範囲

対象工事において、高温多湿、粉塵等の現場条件の環境により、使用機器を用いることが困難な工種については、この限りではない

- ウ 使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参考にする。 ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。
 - デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェアについては、J-COMSIA ホームページを参照する。
- エ 本工事における小黒板情報の電子的記入の取り扱いは、「台東区営繕工事記録写真撮影要領」によるが、「第3章 写真の整理と保存1」で規定されている写真編集には該当しない。

第3節 工事現場管理

第4節 材料

- 4.1 環境への配慮
 - (1) 化学物質を放散させる建築材料等
 - ア 本工事に使用する建築材料等については、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するとともに、次の(ア) から(エ)までを満たすものとする。
 - (ア) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボードその他の木質建材、 ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料及び仕上塗材は、ホルムアルデヒド放散量について はイを満たすものとし、アセトアルデヒド及びスチレンについては、発散しないか、発散が極めて少ない材料を使 用する。
 - (イ) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
 - (ウ) 接着材に含まれる可塑剤は、フタル酸ジーnーブチル及びフタル酸ジー2ーエチルヘキシルを含まない難揮発性のものとする。
 - (エ) 家具、書架、実験台その他の什器(じゅうき)等は、ホルムアルデヒド放散量についてはイの規制対象外とし、アセトアルデヒド及びスチレンについては発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用する。
 - イ設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のいずれかを満たすものとする。
 - (ア) JIS 及び JAS のF☆☆☆☆規格品
 - (イ) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第20条の7第4項に規定する国土交通大臣認定品
 - (ウ) 次の表示のある JAS 規格品
 - a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用
 - b 接着剤等不使用
 - c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用
 - d ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
 - e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用
 - f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用

4.2 材料の品質等

- (1) 本工事に使用する材料のうち、新品を使用しなくてよい材料は、設計図に明記した材料とする。
- (2) 再生材の品質は、次による。

次の材料の品質は、「土木材料仕様書」(東京都建設局)による。

・再生クラッシャラン(RC-40、RC-30) ・再生粒度調整砕石(RM-40、RM-30) ・再生砂(RC-10) ・再生加熱アスファルト ・改良土 ・粒状改良土 ・流動化処理土 ・再生骨材 L を用いたコンクリート・コンクリート用再生骨材 H ・再生単粒度砕石(浸透トレンチ用)

4.3 材料の検査等

- (1) 本工事に使用する材料は、別に定める「台東区材料検査実施基準」(令和3年9月)に基づく検査を受け、合格したものを使用する。
- (2) コンクリートの圧縮強度試験は、「6.9.3コンクリートの圧縮試験」(2)オの構造体コンクリートの強度の判定(表6.9.3 供試体の養生方法、材齢及び試験回数)用に作成された供試体を用いて行う、「6.9.5 構造体コンクリート強度の判定」をいう。

標準仕様書に定める試験機関等については、東京都都市整備局ホームページに登載されているので、参照する。

第5節 石綿含有建材の調査

5.1 事前調査

あらかじめ関係法令に基づき、次により石綿含有建材の事前調査を行う。

新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は同様の調査を行う。これには外構における工作物等も含む。なお、事前調査を行うことができる石綿等に関する知識を有する者等とは以下の者である。

- ①建築物石綿含有建材調査者講習登録規定(平成30年10月23日 厚生労働省 国土交通省 環境省告示第1号 令和2年7月1日改正)に基づき厚生労働省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)
- ②(一社)日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものただし、戸建て住宅及び共同住宅の住宅部分の内部の事前調査に限っては、前記「登録規定」に基づく講習を修了した戸建て等石綿含有建材調査者も行うことができる。

第6節 施工調査

第7節 施工

5.1 排出ガス対策型建設機械

次の建設機械は、排出ガス対策型建設機械を用いるものとする。

○一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力 8~560kW)

・バックホウ・ホイールローダ・ブルドーザ(ディーゼルエンジン出力 7.5~260kW)・発動発電機(可搬式・溶接兼用機を含む。)・空気圧縮機(可搬式)・油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの)・ホイールクレーン(ラフテレンクレーン)・ローラー類(ロードローラー、タイヤローラー又は振動ローラー)(道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)による排ガス規制を受けている建設機械は除く。)

- 5.2 低騒音型·低振動型建設機械
 - (1) 次の建設機械には、低騒音型を用いるものとする。

・バックホウ・ドラグライン及びクラムシェル・トラクターショベル・クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン・油圧式杭抜機、油圧式鋼管圧入・引抜機及び油圧式杭圧入引抜機・アースオーガー・オールケーシング掘削機・アースドリル・ロードローラー、タイヤローラー及び振動ローラー・アスファルトフィニッシャー・空気圧縮機・発動発電機

(2) 次の建設機械には、低振動型を用いるものとする。

・バイブロハンマー

5.3 化学物質の濃度測定

化学物質の濃度測定は、次による。

科学物質の濃度測定については、官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について(平成24年4月5日国営整第4号)に留意すること。

次のとおり第三者の専門業者に委託して測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督員に報告する。

なお、改修工事の場合は、工事の完了後に測定する部屋をその着手前にも測定し、測定値を監督員に報告する。

(1) ホルムアルデヒド

測定方法は、次による。

なお、他の測定方法による場合は、採用した測定機器の特性等を考慮し、事前に監督員と協議する。

- ・パッシブ型採取機器 による DNPH 誘導体固相吸着/溶媒抽出-高速液体クロマトグラフ法
- ・アクティブ型採取機器による DNPH 誘導体固相吸着/溶媒抽出-高速液体クロマトグラフ法
- (2) トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレン

測定方法は、次による。

- ・パッシブ型採取機器 による固相吸着/溶媒抽出法-ガスクロマトグラフ/質量分析法
- ・アクティブ型採取機器による固相吸着/溶媒抽出法-ガスクロマトグラフ/質量分析法
- ・型採取機器による固相吸着/加熱脱着法-ガスクロマトグラフ/質量分析法
- ・型採取機器による固相吸着/加熱脱着法ーガスクロマトグラフ/質量分析法
- ・容器採取ーガスクロマトグラフ/質量分析法

(3) 空気試料の採取方法等

空気試料の採取方法等は、原則として厚生労働省から示されている「室内空気中化学物質の採取方法と測定方法」 による。ただし、本工事に適用が困難な部分については、監督員と協議する。

(4) 測定後の措置

測定の結果、厚生労働省の定める指針値を上回った場合の措置については、監督員と協議する。

※参考 : 対象物質の厚生労働省の指針値(両単位の換算は、25℃の場合による。)

ホルムアルデヒド 100 µg/m²(0.08ppm)以下 トルエン 260 µg/m²(0.07ppm)以下 エチルベンゼン 3,800μg/㎡(0.88ppm)以下 キシレン 200g/㎡(0.05ppm)以下

スチレン 220 µ g/㎡(0.05ppm)以下